

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月29日
【会社名】	株式会社R E V O L U T I O N
【英訳名】	REVOLUTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 砂川 優太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長砂川優太郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っています。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、WeCapital株式会社及びヤマワケエステート株式会社以外の連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループの事業は、クラウドファンディング事業含めて、主となる業務が、不動産の仕入、開発（リノベーション、リースアップ等を含む）、管理、販売であることから、各事業の事業規模を適切に反映する売上高を事業拠点の重要性を判断する指標としました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度における予想売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。当社グループの事業においては不動産の販売が重要な活動であることから、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高及び棚卸資産を評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、経理決算プロセス、棚卸資産の仕入・評価プロセス、固定資産の減損プロセス、ファンド組成・償還プロセス等を評価対象に個別に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

（1）不備の概要

当社の連結子会社でクラウドファンディング事業を担うヤマワケエステート株式会社が匿名組合契約に基づき保有し又は計上する資産の評価に関して、同社が所有権を有する棚卸資産（販売用不動産）については評価プロセスが整備・運用されておりましたが、同社が所有権を有さない造作物や保証金等のその他の資産については、評価プロセスが整備されておらず、その回収可能性が検討されておりませんでした。その結果、3つのファンドにおいて資産計上額の回収が困難な状況となっているにもかかわらず、評価が行われていなかったことが当連結会計年度の末日後である2025年11月に発覚し、会計監査人の指摘を受けたその後の検討により、合計1,900百万円の損失を計上することとなりました。その内訳は売上原価（棚卸資産評価損）1,052百万円及び特別損失（貸倒引当金繰入額）848百万円です。

この開示すべき重要な不備が当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の認識が当事業年度の末日後となったためです。なお、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて連結財務諸表に反映しております。

(2) 対応策

ヤマワケエステート株式会社が匿名組合契約に基づき保有し又は計上する資産については、同社が所有権を有する棚卸資産（販売用不動産）に限定することなく評価プロセスを整備し、四半期ごとに運用してまいります。具体的には、匿名組合契約に基づくファンドの状況を期中に定期的にモニタリングし、案件の進捗に遅延が生じていないか、資産の評価に影響を及ぼす事象が発生していないか等を確認し、四半期ごとに資産の評価減の要否を判断することといたします。

4 【付記事項】

当社は上記3〔評価結果に関する事項〕に示す開示すべき重要な不備に対して、当連結会計年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、同（2）に記載した評価プロセスを定め、整備いたしました。そのため、翌連結会計年度（2026年10月期）より、当該評価プロセスを運用いたします。

5 【特記事項】

該当事項はありません。